

## SBS 会員規約

### 第1条 (規約の適用)

スマートビルディングサービス株式会社 (以下「運営元」という。) は、以下に定める「SBS 会員規約」(以下「本規約」という。) に従い「SBS 会員サービス」(以下「本サービス」という。) を運営するものとする。

### 第2条 (会員)

1. 第3条に定める入会手続きを完了した者は、CLASSIC 会員、GOLD 会員 (以下、総称して「SBS 会員」という。) とし、SBS 会員には本規約が適用されるものとする。
2. SBS 会員は、会員区分に応じて、運営元が別途定める各種サービス (以下「各サービス」という。) に申込み、利用できるものとする。

### 第3条 (入会手続き)

本規約に定める SBS 会員とは、運営元が指定する方法及び条件にて本サービスへの入会申込を行い、運営元が承諾し、入会手続きが完了した者をいう。

### 第4条 (ID 及びパスワードの管理責任)

1. SBS 会員は、運営元より付与された ID 及びパスワード (以下「本 ID 等」という。) を、自己の責任において管理、使用するものとする。
2. 運営元は、本 ID 等が第三者によって使用されたことにより SBS 会員又は第三者が被る損害について、一切の責任を負わないものとする。
3. SBS 会員又は第三者による使用を問わず、SBS 会員の本 ID 等を用いて各サービスを利用した場合の行為は、全て本 ID 等に基づく SBS 会員の行為とみなすものとし、当該 SBS 会員は、当該行為についての一切の責任を負うものとする。
4. SBS 会員は、本 ID 等が盗難、紛失又は第三者の使用により運営元に損害が生じた場合、運営元が被った損害額の全額を賠償する責任を負うものとする。
5. 運営元は、SBS 会員の本 ID 等が盗難、紛失又は第三者の使用により SBS 会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。

### 第5条 (再発行手続き)

運営元は、本 ID 等を管理し、SBS 会員より要請があった場合に限り、運営元が定める手続きに則り、SBS 会員に本 ID 等を通知することができるものとする。

### 第6条 (通信機器等の準備)

1. SBS 会員は、各サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びその他これに付随して必要となる全ての機器 (以下、総称して「通信機器等」という。) の準備、インターネット接続サービスへの加入等を、自己の責任と費用負担にて行なうものとする。
2. 運営元は、通信機器等その他インターネット接続の不具合等により各サービスの提供が妨げられた場合でも一切責任を負わないものとする。
3. 運営元は、SBS 会員が各サービスを利用することにより通信設備等に不具合等が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。
4. SBS 会員は、通信機器等により次条に定める本 Web サイト、その他各サービスに支障を与えることのないように、これらを利用するにあたり、SBS 会員が使用している通信機器等が正常に稼動するように維持するものとする。

### 第7条 (Web サイト)

1. SBS 会員は、本 ID 等を用いて、運営元が SBS 会員向けに運営する Web サイト (以下「本 Web サイト」という。) を日本国内においてのみ利用することができる。
2. 運営元が提供する本 Web サイトは、運営元が SBS 会員に提供する時点で提供可能な情報に限るものとする。
3. 運営元が提供する本 Web サイト、コンピュータプログラム及びデータベース等は、随時 SBS 会員への予告なく更新され、その内容の一部が変更又は削除されることがあるものとする。
4. SBS 会員は、運営元の推奨する環境以外においては本 Web サイトの全部又は一部を利用することができないことに予め同意するものとする。但し、運営元が推奨する環境を SBS 会員が設定した場合でも、運営元の提供する本 Web サイトの利用を保証するものではないものとする。

5. 運営元の提供する本 Web サイトのコンピュータプログラムならびにデータベース及びデータベースに含まれるデータの著作権、特許その他の知的財産権は運営元に帰属するものとする。
6. SBS 会員が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害したことにより、運営元が損害を被った場合、SBS 会員の自己の費用と責任において解決するものとし、運営元に一切迷惑をかけないものとする。
7. 運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前又は事後速やかに SBS 会員に連絡することにより一時的に本 Web サイトの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。また、運営元は、これにより SBS 会員に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとする。
  - ① サーバの保守を行う場合。
  - ② セキュリティ、ウイルス対策など緊急対応が必要になった場合。
  - ③ 不可抗力が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
  - ④ 電気通信設備に障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
  - ⑤ 主要なネットワーク接続が中断した場合。
  - ⑥ 運営元が、本 Web サイトの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
  - ⑦ SBS 会員が差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、又は、公租公課滞納による処分を受けた場合。
  - ⑧ SBS 会員が会社更生手続の開始、民事再生、破産もしくは競売を申立てられ、又は、自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をした場合。
  - ⑨ SBS 会員が解散決議をした場合又は死亡した場合。
  - ⑩ SBS 会員が被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けた場合。
  - ⑪ SBS 会員が支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けた場合。
  - ⑫ SBS 会員の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと運営元が認めた場合。
  - ⑬ SBS 会員が SBS 会員情報を虚偽報告した場合。
  - ⑭ その他運営元がやむを得ないと認める合理的な事由がある場合。

## 第 8 条 (規約の変更)

運営元は、本規約を変更することができるものとする。また、本規約の変更が次条に定める方法に従って SBS 会員に通知された場合、以後、SBS 会員には変更後の規約が適用されるものとする。

## 第 9 条 (通知の方法)

本規約にかかる事項について、運営元から SBS 会員に対する通知の方法は、本 Web サイト上への掲載、書面、電子メール又はその他運営元が指定する方法によるものとする。

## 第 10 条 (支払い)

1. SBS 会員は、各サービスの規約に従い、各サービスの利用料金を支払うものとする。
2. SBS 会員は、運営元が指定する書面に記載した預金口座から振り替え、クレジットカード決済、又は、運営元が指定した方法にて、支払期日までに前項に基づく支払いを行うものとする。

## 第 11 条 (SBS 会員の制度廃止)

運営元は、本サービスを廃止することがある。この場合、運営元は SBS 会員に対し、廃止の 30 日前までにその旨を通知するものとする。

## 第 12 条 (退会)

1. SBS 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを退会することができるものとする。
2. SBS 会員は、前項に定める退会手続きが完了した日の属する月の末日 (以下「退会日」という。)をもって本サービスを退会するものとする。

## 第 13 条 (サービス提供の停止及び解約)

1. 運営元は、SBS 会員が以下のいずれかに該当した場合、SBS 会員の承諾を得ることなく、直ちに SBS 会員を本サービスより除名することができるものとする。
  - ① 本サービスへの申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反したとき、又は、違反したと運営元が判断したとき。

- ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ 法人格、代表者、役員、幹部社員、又は SBS 会員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと運営元が認めたとき。
  - ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、各サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
2. 運営元は、SBS 会員が、SBS 会員向けの各サービスの利用料金を含む一切の料金の支払いを怠った場合には、SBS 会員に対し事前に通知することなく、SBS 会員に関する契約を解約することができるものとする。

#### 第14条（期限の利益の喪失）

SBS 会員は、前条各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、運営元に対する債務全額を直ちに弁済しなければならないものとする。

#### 第15条（会員にかかる情報の利用）

1. 運営元は、SBS 会員の入会申込書に記載された SBS 会員に関する情報（以下「会員情報」という。）を、本サービスの運営に必要な範囲で利用することができるものとする。
2. 前項の規定による他、SBS 会員は、運営元が会員情報を、以下の各号のいずれかに該当する場合において利用することにつき、予め同意するものとする。
  - ① 運営元が SBS 会員に対して、各サービスの追加・変更の案内又は緊急連絡のため、本規約第9条（通知の方法）に定める方法により通知を行うとき。
  - ② 運営元が各サービスの提供元から会員情報の開示を求められたとき。
  - ③ 運営元が本サービスの利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供するとき。
  - ④ 法令の規定に基づき、利用又は提供するとき。
3. SBS 会員は、会員情報を、運営元のホームページ（URL：<https://smartbilling.co.jp/privacypolicy/>）に記載の個人情報保護方針に基づき、運営元が利用することを予め同意するものとする。
4. SBS 会員は、運営元に対して本サービスへの入会を申し込むにあたり入会手続きの取次ぎを行った取次販売店が、以下の各号に定める利用目的の範囲内で会員情報を利用することにつき、予め同意するものとする。
  - ① 取次販売店の取り扱う商品情報等の各種情報の郵便、電子メール、ファクシミリ、電話及び訪問による提供並びに案内
  - ② 取次販売店が取り扱う商品に関する問合せサポート及びアフターサービスの提供
  - ③ 取次販売店が取り扱う商品を購入又は申し込みいただいた際の確認
  - ④ 取次販売店が行う事業に関する各種料金の請求、収納及び債権保全
  - ⑤ 取次販売店が行う事業に関する新商品及び新サービスの検討並びに開発
  - ⑥ 取次販売店が行う事業のサービス向上のための従業員教育等
  - ⑦ 取次販売店が行う事業に関する市場調査その他の調査研究
  - ⑧ 懸賞及びキャンペーン等の実施
  - ⑨ 経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用
  - ⑩ CSR（企業の社会的責任）に関する活動
  - ⑪ 施設及び機器の管理
  - ⑫ 前各号に係る業務遂行上必要な範囲
5. SBS 会員は、運営元が、運営元の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「Grp 会社」という。）に対して会員情報を提供し、Grp 会社が、前項各号に定める利用目的（前項各号の「取次販売店」を「Grp 会社」に読み替えるものとする）の範囲内で会員情報を利用することにつき、予め同意するものとする。
6. SBS 会員は、運営元が SBS 会員に対して請求する各種サービスの支払状況等について、取次販売店が、SBS 会員に対するアフターフォロー等を行うために、運営元から取次販売店に対して当該支払状況等に関する情報を提供し、

取次販売店が当該情報を利用することにつき、予め同意するものとする。

## 第16条 (サービス)

1. 本サービスにおいてSBS 会員が利用できる各サービスは、運営元が別途定めるものとする。
2. 各サービスの内容は、別途、SBS 会員が個別に申し込む各サービスの申込書又は利用規約によるものとする。なお、各サービスの利用規約は、本規約の内容に対し優先して適用されるものとする。

## 第17条 (サービスの変更・廃止)

1. 運営元は、SBS 会員に対し事前に通知することにより、SBS 会員の承諾を得ることなく各サービスの内容を変更することができるものとする。
2. 運営元は、各サービスを廃止することができるものとする。この場合、運営元はSBS 会員に対し、廃止予定日の14日前までにその旨を通知するものとする。

## 第18条 (訪問集金)

第10条に関わらず、正当な事由に基づき、運営元がSBS 会員に対し訪問集金を行った場合には、SBS 会員は運営元が訪問する際に要した交通費等一切の金額を運営元に対し支払うものとする。

## 第19条 (遅延損害金)

SBS 会員は、第10条に基づく支払いを遅延したとき、支払期日から完済に至るまで日割計算により、年に14.6%の割合による遅延損害金を運営元に対し支払うものとする。

## 第20条 (運営元の責任)

1. 運営元は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、運営元の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとする。当該不可抗力により本規約の履行が不可能な場合、運営元は各サービスの提供に関する一切の義務を免れるものとする。
2. 運営元は、SBS 会員が各サービスを利用することにより取得した情報について、何らの保証も行わず、当該情報によってSBS 会員が損害を被った場合でも当該損害を賠償する責任を負わないものとする。
3. 運営元は、本Web サイトその他各サービスがSBS 会員の端末設備上で正常に受けられることを保証するものではなく、運営元は、これらの提供を正常に受けられないことによってSBS 会員が損害を被った場合でも当該損害を賠償する責任を負わないものとする。

## 第21条 (禁止事項)

SBS 会員は、各サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

- ① 第三者又は運営元の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は運営元の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は運営元の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は運営元に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 本ID等を第三者に譲渡、貸与又は売買等をする行為。
- ⑦ 本ID等を不正に使用する行為又は第三者の本ID等を使用する行為。
- ⑧ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑨ 運営元の本Web サイトその他各サービスの提供を妨げる行為。
- ⑩ コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Web サイトを通じて配信する行為。
- ⑪ その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。
- ⑫ 本Web サイトの利用その他各サービスの提供を受ける権利を第三者に貸与、譲渡、売買等を行う行為。
- ⑬ 本Web サイトのコンピュータプログラム及びデータベース等を複製、変更、修正、改変、翻案、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング等を行う行為。
- ⑭ 各サービスを利用することにより取得した情報を第三者に開示及び売買等を行う行為。
- ⑮ その他本規約の規定に違反すると運営元が判断する行為及び運営元が不適切と判断する行為。

## 第22条 (会員の責任)

1. SBS 会員は、各サービスの利用に関連し、他のSBS 会員又は第三者に対して損害を与えたものとして他のSBS 会員又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、自らの責任と費用負担において当該請求

又は訴訟を処理するものとし、運営元が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め運営元的全損害を賠償するものとする。

2. SBS 会員は、各サービスに関して有償無償を問わず第三者に利用させたり又は提供してはならないものとする。
3. SBS 会員が前項に違反し、運営元に損害が発生した場合は、本規約第 30 条の規定が適用されるものとする。

### 第 23 条 (変更の届出)

SBS 会員は、住所、代表者、商号、氏名、連絡先又はその他 SBS 会員の情報に変更が生じたときには、速やかに運営元に通知しなければならないものとする。

### 第 24 条 (権利譲渡の禁止)

SBS 会員は、運営元の書面による事前の承諾なくして SBS 会員として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

### 第 25 条 (会員への情報提供)

SBS 会員は、運営元がその取扱商品・各サービスの情報について郵便、電子メール、ファクシミリ、電話若しくは訪問により配信又は案内することに同意するものとする。

### 第 26 条 (業務委託)

運営元は、運営元の業務を第三者に委託することができるものとする。

### 第 27 条 (会員資格喪失後の措置)

1. SBS 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、SBS 会員としての資格を喪失するものとする。
  - ① 第 11 条の定めに基づき、運営元が SBS 会員の制度を廃止した場合。
  - ② 第 12 条に定める方法により SBS 会員が本サービスを退会した場合。
  - ③ 第 13 条に基づき SBS 会員が本サービスから除名された場合。
2. SBS 会員が理由の如何を問わず SBS 会員の資格を喪失した後も、第 14 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 24 条、本条、第 28 条、第 30 条乃至第 32 条の規定の効力は存続するものとする。
3. SBS 会員が理由の如何を問わず SBS 会員の資格を喪失した場合、SBS 会員が運営元及び各サービスの提供元に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとする。
4. SBS 会員は理由の如何を問わず SBS 会員の資格を喪失した場合、運営元に対する一切の債務を、SBS 会員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとする。

### 第 28 条 (免責)

1. 運営元の責めに帰すべき事由によらずして SBS 会員向けの各サービスを提供できなかったときは、運営元は一切の責任を負わないものとする。
2. 運営元は、SBS 会員が本サービス及び各サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何ら保証せず、これらの情報等に起因して会員に生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。
3. 運営元が SBS 会員に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、SBS 会員が本サービスの利用に関して被った一切の損害について、運営元は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

### 第 29 条 (確認事項)

SBS 会員は、SBS 会員が自己の営む事業に継続的に利用するために本サービスに入会していることを確認するものとする。

### 第 30 条 (損害賠償)

SBS 会員が本規約又は各サービスの利用規約に違反して運営元に損害を与えた場合、運営元は当該 SBS 会員に対して、運営元が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

### 第 31 条 (合意管轄裁判所)

SBS 会員と運営元の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第32条 (信義誠実の原則)

SBS 会員及び運営元は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

制定日：平成29年8月1日